

あすなる体操くらぶ規約

第1条 (趣旨)

あすなる体操くらぶは、体操競技選手の育成を第一の目的とするものであり、目標達成までの厳しさ、目標達成時の喜びを体得させ、また、自ら目標に向けて練習できる姿勢を養成する事とし、体操競技を通じて健全な精神と身体の育成を目指すものとする。

第2条 (運営基本方針)

あすなる体操くらぶは、ボランティアのクラブであるということを理解し、奉仕の精神を持って運営するものとする。

第3条 (運営方法)

あすなる体操くらぶは、クラブ代表の他、父母の会を設置し、相互に連携協力してクラブを運営するものとする。

第4条 (相互の協力)

指導者及び父母の会会員は、クラブの趣旨を理解し、クラブへの協力を惜しまないこととする。

第5条 (基本的な考え方)

あすなる体操くらぶは、子供の心(精神)、技(技術)、体(体力)の向上及び、競技力の向上を最優先に考えることとし、いかなることがあってもこれを妨げることがあってはならない。

第6条 (クラブ員の遵守事項)

クラブ員は、あすなる体操くらぶの一員であるということを理解して、全員一丸となって体操競技の技術向上及び競技力の向上を目指すこととし、原則として練習は休まないで参加することとする。

第7条 (クラブの具体的な運営方法の決定及び変更)

クラブの具体的な運営方法については、クラブ代表の承認をもって決定することとし、決定事項にあつては、あすなる体操くらぶ規約から外れることがないこととする。また、具体的な運営方法の変更にあつても同様のものとする。

第8条 (クラブ員の入会及び更新)

あすなる体操くらぶ員は、あすなる体操くらぶ規約及び誓約書に同意し、入会申込書及び誓約書に保護者の署名捺印のうえ、入会申込書及び誓約書の提出をもって入会と見なし、在籍期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。継続する場合は、年度ごとに継続申込書及び誓約書を提出し更新するものとする。

第9条 (会費)

1. 本会を運営するために児童1名あたり月額4,000円の会費を徴収する。
2. 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会費は毎月第1週の練習日に前納する。
3. 会費は、途中退会しても返却しないこととする。
4. 会費の額は毎年度初めに検討して変更することがあるが、運営上の事情により不足した場合は補う場合がある。

第10条 (会費繰越金の使途)

会費の残金については、繰越金として翌年度の会費に積み立て、器具購入費にあてることとする。

第11条 (器具の購入及び使用管理)

1. 器具購入費については、必要な物であれば積極的に購入する。
2. 購入した器具については、なかよし体操クラブと協力的に共有する。
3. なかよし体操クラブと共有している器具を破損した場合は、折半で修理を行い、また、新たに購入する場合は、なかよし体操クラブと折半で購入する。
4. 器具を汚損した場合は、出来る限り復元する。
5. 器具の保管場所に限りがあるため、器具を買い換える場合は、なかよし体操クラブ了解のうえ、買い換え処分する。

第12条 (スポーツ安全保険の加入及び事故防止)

あすなる体操くらぶ員は、必ずスポーツ安全保険に加入することを前提とし、指導者は、最大限の事故防止に努めることとする。万が一の不慮の事故にあつてはスポーツ安全保険を充当することとし、いかなる場合であつても、当クラブ及び指導者に対し責任を問わないものとする。尚、保険の期間は4月1日より翌年3月31日となつており、保険料は入会及び継続時に会費とは別に各自負担とする。

第13条 (出場費)

各大会において団体と個人の出場費があり、団体の出場費は会費より、個人の出場費は参加者にて負担とする。

第14条 (付則)

平成20年4月1日 改訂
平成21年8月30日 改訂
平成22年4月1日 改訂

なかよし体操クラブ規約

第15条 (趣旨)

なかよし体操クラブは、体操愛好者の育成及び将来の体操選手の育成を目的とするものであり、体操競技を通じて健全な精神と身体を育成し、体操愛好者の輪を広げ、地域に根ざしたクラブを目指すものとする。

第16条 (運営基本方針)

なかよし体操クラブは、ボランティアのクラブであるということを理解し、奉仕の精神を持って運営するものとする。

第17条 (運営方法)

なかよし体操クラブは、クラブ代表の他、父母の会を設置し、相互に連携協力してクラブを運営するものとする。

第18条 (相互の協力)

指導者及び父母の会会員は、クラブの趣旨を理解し、クラブへの協力を惜しまないこととする。

第19条 (基本的な考え方)

なかよし体操クラブは、子供の心(精神)、技(技術)、体(体力)の向上を最優先に考えることとし、いかなることがあってもこれを妨げることがあってはならない。

第20条 (クラブ員の遵守事項)

クラブ員は、なかよし体操クラブの一員であるということを理解して、全員で叱咤激励し合って練習することとし、練習は出来る限り休まないで参加することとする。

第21条 (クラブの具体的な運営方法の決定及び変更)

クラブの具体的な運営方法については、クラブ代表の承認をもって決定することとし、決定事項にあつては、なかよし体操クラブ規約から外れることがないこととする。また、具体的な運営方法の変更にあつても同様のものとする。

第22条 (クラブ員の入会及び更新)

1. なかよし体操クラブ員は、なかよし体操クラブ規約に同意し、入会申込書に保護者の署名のうえ、入会申込書の提出をもって入会と見なし、在籍期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。継続する場合は、年度ごとに継続申込書を提出し更新するものとする。
2. 入会した幼児については、原則的には練習時に父兄の付き添いを要するが、指導者の直接指導時間帯のみ免除されることとする。

第23条 (会費)

1. 本会を運営するために月会費(なかよしコース2, 500円、育成コース3, 000円)の会費を徴収する。
2. 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会費は入会及び継続時に月初めの練習日に前納とする。
3. 会費は、途中退会しても返却しないこととする。
4. 会費の額は毎年度初めに検討して変更することがあるが、運営上の事情により不足した場合は補う場合がある。

第24条 (会費繰越金の使途)

会費の残金については、繰越金として翌年度の会費に積み立て、器具購入費にあてることとする。

第25条 (器具の購入及び使用管理)

1. 器具購入費については、必要な物であれば積極的に購入する。
2. 購入した器具については、あすなる体操くらぶと協力的に共有する。
3. あすなる体操くらぶと共有している器具を破損した場合は、折半で修理を行い、また、新たに購入する場合は、あすなる体操くらぶと折半で購入する。
4. 器具を汚損した場合は、出来る限り復元する。
5. 器具の保管場所に限りがあるため、器具を買い換える場合は、あすなる体操くらぶ了解のうえ、買い換え処分する。

第26条 (スポーツ安全保険の加入)

なかよし体操クラブ員は、必ずスポーツ安全保険に加入することを前提として、不慮の事故にあつてはスポーツ安全保険を充当することとし、いかなる場合であつても、当クラブ及び指導者に対し責任を問わないものとする。尚、保険の期間は4月1日より翌年3月31日となっており、保険料は入会及び継続時に会費とは別に各自負担とする。

第27条 (出場費)

各大会において団体と個人の出場費があり、団体の出場費は会費より、個人の出場費は参加者にて負担とする。

第28条 (付則)

平成19年4月1日 改訂
平成20年4月1日 改訂
平成22年4月1日 改訂

平成22年度

あすなろ体操くらぶ

なかよし体操クラブ

入会・継続申込書

平成22年4月～平成23年3月

氏名	クラブ/コース	学校	学年	生年月日			
				平成	年	月	日
ふりがな				平成	年	月	日
ふりがな				平成	年	月	日
ふりがな				平成	年	月	日

規約に同意し、 ____月より あすなろ体操くらぶ に 入会・継続したく、
なかよし体操クラブ に

クラブ月会費 あすなろ体操くらぶ _____ 4,000円/1人 × _____人
なかよしコース _____ 2,500円/1人 × _____人
育成コース _____ 3,000円/1人 × _____人
 スポーツ安全保険料 _____ 600円/1人 × _____人

合計 _____ 円 を添えて申込みいたします。

〒 _____

住所 _____

保護者名 _____ 印 _____

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

メールアドレス _____

家族の方でスポーツ安全保険に加入希望の方は、下記にご記入下さい。

ふりがな	昭和 平成	年	月	日	ふりがな	昭和 平成	年	月	日
ふりがな	昭和 平成	年	月	日	ふりがな	昭和 平成	年	月	日

スポーツ安全保険に加入したく保険料600円/1人

合計 _____ 円 を添えて申込みいたします。

指導者への要望等